

# 飼い犬・猫が行方不明になったら...



## 動物指導センターにすぐ連絡を!



電話

# 0296-72-1200

受付時間 平日8:30~17:15

いっそう  
逸走届(いなくなった)と保護届(保護している)の  
受付を行っています。

**警察署や市町村にも連絡しましょう!**

※保護した人が警察署や市町村に届出することもあります。

## インターネットで確認できます。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/dobutsu/index.html>

※インターネットの検索サイトで「茨城県動物指導センター」と入力すれば見つかります。

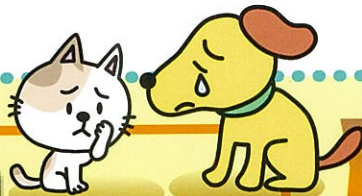
「迷い犬・猫情報」のページをご覧ください。

- 更新は受付・保護した日の夕方です。
- 土日・祝日の更新は行っていません。



### センターからのメッセージ

所有者を明確にするため、飼い犬猫には首輪と迷子札をつけて下さい。  
センターで保護した犬猫の収容期間は、「収容日を含めて4日間」です。  
期限を過ぎた動物は、致死処分となります。  
「いつか戻ってくるだろう」と安易に考えている間に、処分されてしまうか  
もしれません。行方不明になったら、すぐに届出をして下さい。



### 犬の飼い主の義務

- ①犬の登録(生涯1回)
- ②鑑札を着ける
- ③狂犬病予防注射の実施(毎年1回)
- ④狂犬病予防注射済票を着ける
- ⑤犬をつないで飼う